

## 自国民の保護のための武力行使(一)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松田, 竹男 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008632">https://doi.org/10.14945/00008632</a>

## 自国民の保護のための武力行使 (一)

松 田 竹 男

は じ め に

一九八〇年一〇月一日の衆議院予算委員会で、政府は、外国において日本人の生命や財産が危険にさらされた場合に、救出のため自衛隊を派遣することができるかという質問に対して、次のように答弁した。

△外国にいる日本人の生命、財産が侵害されるか、その恐れがある時、武力行使の目的をもって自衛隊を派遣することは認められない。他方、武力行使の目的を持たず、当該国の同意を得て、単に平和的手段で日本人救出のために自衛隊を派遣することは、憲法上認められないわけではない。しかし、現実には自衛隊法は自衛隊の海外派遣を認めていないので、ただちに派遣することはできない。<sup>(1)</sup>▽

自衛隊の海外への出動を「海外派兵」と「海外派遣」にわけ、武力行使を目的としない「海外派遣」であれば憲法に違反しないというのは政府の従来からの解釈であるが、今回の答弁は、在外日本人の保護のために自衛隊を派遣する場合の要

件を具体的に特定した点で、政府の積極的な姿勢をうかがわせるものであった。事実、この答弁にあわせて、防衛庁は、在外日本人の救出のため自衛隊を派遣できるよう自衛隊法を改正する方向で、すでに関係省庁と検討を開始していることを明らかにしたのである。<sup>3)</sup>

このような政府の積極的な姿勢の背後には、言うまでもなく、日本企業の急速な海外進出という事実がある。別表にみられるように、七〇年代を通じて日本企業の海外投資は急速に進行し、それにもなつて海外に勤務する日本人の数も急速に増大している。日本企業の海外投資は絶対額においてはアメリカにはるかに及ばないとはいへ、七〇年代以降における伸び率は主要国中最高である。しかも、日本の投資先は、東南アジアを始めとする特定の地域・国に集中しており、これらの国では、すでに日本の経済進出に対する抗議行動も一部で見られるまでに至っている。一九七四年の田中首相の東南アジア諸国訪問に際して、タイとインドネシアで「反日暴動」がおこったことはまだ記憶に新しい。

資本の海外進出につづいて軍隊が出動するようになるのは、一九世紀以来の帝国主義政策のさし示すところであった。日本自身についても、満州事変をはじめとする戦前の中国に対する侵略がすべて、日本人居留民の生命・財産の保護を口実としていたことはよく知られている。<sup>3)</sup> もちろん、かつてのようなあからさまな形で投資保護のために武力が行使されたり、あるいは、そうした武力行使が相手国の植民地化につながるような事態は、今日ではおおよそ考えられないことである。植民地支配や経済的権益保護のための武力行使に対する抵抗は、戦前とは較べものにならないほど強くなつており、それらが法的にも道徳的にも許されないという観念は、帝国主義国の国民も含めた人類全体の法意識として、すでに定着しているように思われるからである。このような状況の下でなお武力行使が問題になるとすれば、それは、投資財産の保護のためではなく、資本の海外進出にもなつて増大する在外自国民の生命・身体の保護のための武力行使であろう。先進国の経済的支配に対する途上国の反撥が、その国に居住する先進国国民への暴力行為となつて爆発した場合に、先進国

(1) 主要国の海外直接投資残高

(単位：10億ドル)

	71年	75年	79年
日本	4.4	15.9	31.8
米国	82.8	124.2	192.6
イギリス	23.7	30.8	50.7
西ドイツ	7.3	16.0	32.7

(出所) 通産省，産業構造審議会『経済安全保障の確立を目指して』97ページ。

(2) 日本の直接投資の地域別内訳

(1981年)

(末単位100万ドル，%)

	金額 (百万ドル)	比率
アメリカ	10,776	24.6
カナダ	1,038	2.4
中南米	6,936	15.9
アジア	12,874	29.4
中近東	2,281	5.2
欧州	5,096	11.7
アフリカ	1,916	4.4
大洋州	2,811	6.4
計	43,723	100.0

出所：大蔵省『国際金融局年報』  
82年版 351—355ページ。

(3) 海外日本人ビジネスマンの人数

日本人の渡航先	出国日本人のうち 支店勤務を渡航目的とする者	海外に長期滞在する 在留邦人のうち 民間企業関係者及び その家族
アジア州	14,415	52,004
ヨーロッパ州	6,695	26,115
うちEC	5,785	23,000
アフリカ州	964	5,579
北アメリカ州	11,683	41,940
うち米国	10,505	35,810
南アメリカ州	1,756	9,276
オセアニア州	1,276	4,454
合計	36,789	139,368

(出所) (1)に同じ，141ページ。

が武力によって自国民を保護・救出するというようなケースである。

もとより、武力による在外自国民の保護が常に投資保護の意味をもつわけではない。資本の海外進出とは無関係に海外に居住する者は多いし、彼らの生命をおびやかすような事態は、「経済的支配」に対する「暴動」だけではない。のみならず、かりに、先進国の「経済的支配」に対する「暴動」によって先進国国民が危険にさらされた場合であっても、「経済的支配」のツケを、先進国の国民が個人的に負担しなければならないいわれはない。先進国の「経済的支配」に対する批判を、先進国国民に対する個人攻撃によって表明するのは、闘争の手段としても適切ではない。かくして、在外自国民の保護のための武力行使は、もっぱらその人道的性格のみが表面におしだされ、投資の保護とは関係ないかのように扱われるのである。折から、第二次大戦後は、人権の尊重が重視される時代でもあった。しかし、それにもかかわらず、在外自国民の安全を究極的には武力によっても保証することは、やはり、資本の海外進出を円滑にすすめるための不可欠の条件であると言わなければならない。自国民が海外に居住するに至る理由は資本の海外進出だけではないが、資本の海外進出にともなうて在外自国民の数が増加することは必然である。してみれば、在外自国民の生命・身体の安全が保証されないことは、資本の海外進出にとって一つの障害とならざるをえないのである。それはちょうど、道路や港湾などのインフラストラクチャーの整備が、産業の発展を唯一の目的とするものではないが、しかし、それなくしては産業の発展がありえないというのと同じである。

本稿は、このような問題意識から、現代国際法のもとで、自国民保護のための武力行使がどのように評価されるべきかを検討しようとするものである。

ところで、この問題については、私はかつて、「いわゆる『人道的干渉』について」（『国際法外交雑誌』第七三卷六号）で論じたことがある。そこでは、私は、第二次大戦後のいくつかの事例の分析をつうじて、次のような結論をひき出

していた。(1)自国民の生命だけでなく、人命一般の保護・救助が強調される傾向にあること、(2)人命救助のための武力行使を範疇的に合法とする理論は、国家のプラクティスによって裏付けられていないこと、(3)それにもかかわらず、人命救助のための武力行使を超法規的な宥恕の対象とすることは、理論上不可能ではないが、実際上は極めて例外的な事象に限られるであろうこと。これらの結論は、それ自身としては、今でも間違っていないと思われるのであるが、しかし、今日の時点から見ると、なお論じ足りない点があるように思われる。たとえば、(1)の点についていえば、自国民の生命だけでなく人命一般の保護が強調されたのは、スタンレービル事件やドミニカ干渉など、旧稿でとりあげたケースの特殊事情をかなりの程度反映したものであった。本稿でとりあげるその後のケースにおいては、むしろ自国民の生命の危険と領域国の責任が強調され、自衛権が主要なよりどころとされている。「人道的干渉」と自衛権が、いわば使い分けられているとみた方がよさそうなのである。(2)の点についても、旧稿では、人命救助のための武力行使を合法とする理論がプラクティスの裏付けを欠いていることを指摘したのみで、それらの理論の内在的批判はおこなわれていない。しかし、これらの理論が、いわゆる「人道的干渉」を、人命の保護という価値のレベルで正当化しようとするものである以上、その批判もまた、現代国際法における価値序列にまで立ちいった、政策論レベルでの検討が必要であるように思われるのである。本稿は、旧稿発表後に生じた新しいケースを素材としつつ、これら旧稿で論じ尽くせなかった点を補足しようとするものもある。

(1) 『朝日新聞』昭和五五年一〇月二日。

(2) 『朝日新聞』昭和五五年一〇月二日。

(3) 拙稿「戦争違法化と日本」『国際法外交雑誌』七九卷五号、松井芳郎「日本軍国主義の国際法論」、東京大学社会科学研究所編『戦時日本の法体制』（東大出版会、一九七九年）所収。

## I ケースの検討

本章においては、在外自国民の保護のために武力が行使されたと思われるケースを分析するが、一九六〇年のコンゴ事件、一九六四年のスタンレービル救出作戦、一九六五年のドミニカ干渉については、すでに旧稿で分析した。したがって、本章では、旧稿発表後に生じたマヤゲス号事件、エンテベ空港事件、イラン救出作戦の三つをとりあげることにする。もっとも、旧稿と本稿とは、分析の視角ないし問題意識に若干の差があるから、旧稿でのケース研究を本稿で活用するためには、多少の追加的分析が必要とならう。しかし、それらの点については、後の理論的検討の際に、必要なぎりでそのつど補足していくことにしたい。

### 一 マヤゲス号事件

#### 1 事実経過

最高時五五万の米軍を投入して闘われたベトナム戦争（第二次インドシナ戦争）は、一九七五年四月、ベトナムおよびカンボジアの完全解放をもって終息した。解放後、ベトナムおよびカンボジアでは、新しい政府機構の整備が進められ、他方、アメリカや日本では、インドシナ解放にともなう波及効果の防止や戦略のたてなおしが急がれていた。こうしてインドシナをめぐる情勢がなお不安定であった五月一二日、香港からタイに向けて航行中のアメリカ商船マヤゲス号が、カンボジア沖のワイ諸島南西六・五マイルの地点で、カンボジア軍に拿捕された。ワイ諸島は、カンボジア本土から五四マ

イルの地点に位置しており、その領有権をめぐってカンボジアと南ベトナム、タイが争っていた。なお、この海域では、カンボジア解放後、カンボジア新政府軍による外国船舶の拿捕が相ついでおり、五月四日には韓国船が、五月七日にはバナマ船が拿捕され、取調べののち釈放されていた。

マヤゲス号の拿捕の理由について、五月一日にブノンペン放送が伝えたニム情報宣伝相の声明は、次のように述べていた。すなわち、カンボジア解放後、アメリカ帝国主義は、新政府を挑発し破壊するために、カンボジアの主権を侵害して空と海から偵察活動を行ない、さらに、作業員を上陸させて破壊工作を行なってきた。現に、五月一日にも一二日未明にも、漁船をよそおったスパイ船が発見されており、取調べの結果CIAの工作であることが判明している。ついで、五月一二日の午後二時、わが（カンボジアの）警備隊は、大型の船舶がカンボジアの領海に向って航行しているのを発見した。我々は、最初はいかなる行動もとらなかったが、この船がカンボジアの領海深く侵入しつづけ、したがって領海侵入が意図的なものであることを確認したうえで、取調べと上級機関への報告のために、この船に停船を命じた。この船はマヤゲス号と称していた。我々は、マヤゲス号が進路を誤ったものではないと確信している。なぜなら、アメリカの船舶は、レーダーを始めとする精巧な電子装置を備えているからである。したがって、マヤゲス号がわが国領海を侵犯し、スパイ活動を行ない、事件をひきおこしてカンボジアが挑発者であると世界世論に印象づけようとしたことは、明白である。

他方、アメリカは、事件発生後ただちに、本件拿捕を「海賊行為」と非難し、中国経由でカンボジア新政府に対して、船舶および乗員の即時釈放を要求した。しかし、カンボジアからの応答がないため、アメリカは、一方で武力による救出の準備をすすめて、五月一四日には、国連事務総長に協力量請の書簡を送った。この書簡は、「カンボジア当局によるアメリカの商船マヤゲス号の、国際水域における違法かつ挑発によらない拿捕によって引きおこされた、国際平和に対する脅威」に対して注意を喚起して、事務総長の尽力を求めると同時に、「カンボジア当局のすみやかな行動を求める、外

交チャネルを通じて我々のアピールに対して、前向きに対応がみられない場合には、わが政府は、国連憲章第五条の下における適切な自衛措置を含め、アメリカ市民の生命と財産を保護するため必要な措置をとる権利を留保する」と記していた。<sup>(8)</sup>アメリカはすでに、マヤゲス号のカンボジア本土への移送を阻止するために、マヤゲス号を引致していたカンボジアの警備艇を空爆していたが、五月一五日未明、ついに武力による救出に踏みきり、コー・タン島に海兵隊を上陸させたのである。

ところが、これとほぼ同時刻に、プノンペン放送は、先に紹介したニム情報宣伝相の声明を放送し、その中で、「我々は、挑発したり紛争をおこすことを望まないの、また、平和と中立の立場を堅持するために、本船を釈放するのである」と述べていた。この放送に対してアメリカは、ただちに声明を発表し、「この展開が真実であれば歓迎する」としながらも、「抑留している乗員を即時、無条件に釈放するとの声明を発表すれば、我々は直ちに軍事作戦を停止するであろう」と述べ、<sup>(4)</sup>救出作戦を続行したのである。しかし、アメリカがこの声明を発表した時刻に、マヤゲス号の乗員は現実に見、収容されたのである。この報告をうけて、フォード大統領は直ちに軍事作戦の停止を命じたのであるが、コー・タン島に上陸した海兵隊の撤退を支援する行動は例外として続行され、救出完了約一時間後には、カンボジア本土の石油貯蔵施設を爆撃した。作戦全体を通じての死傷者数は、アメリカ側が死者四一、傷者五〇、カンボジアの死者四七、傷者五五であったと言われている。

## 2 各国の見解

以上のような救出作戦を、アメリカは、自衛権の行使であるとして、国連憲章第五条にしたがい、それを安全保障理

事会に通告する書簡を送った<sup>(8)</sup>。この書簡は、まず、マヤゲス号拿捕の違法性について、マヤゲス号は公海上を航行しており、仮にカンボジア領海内にいたとしても、それは無害通航権の行使にあたるから、「その拿捕は違法であり、明白に違法な武力の行使を含むものであった」と主張している。そうして、アメリカの救出作戦については、次のように記していた。

「合衆国政府は、船体と乗員の返還を実現するために、直ちに外交チャンネルを通じて措置をとった。合衆国政府は、この目的のために、すべての関係者との緊急の協力を熱心に追及したが、いかなる応答もえられなかった。このような状況のなかで、合衆国政府は、船体と乗員の釈放を目的とした、国連憲章第五条の下における一定の適当な措置をとった。」

見られるように、ここでは、交渉による解決努力を尽した事が示唆されてはいるが、アメリカが国連憲章第五条をどのように解釈しているのか、また、マヤゲス号救出作戦が自衛権行使に必要な要件をどのように充たしているのか、という点についてはまったく触れられていない。のみならず、そうした法的な形の議論は、アメリカ・カンボジアの両当事国によっても、その他の諸国によっても、ほとんど展開されなかった。マヤゲス号事件は、政治的には、ベトナム戦争終結に付随した「余震」の一つとみなされ、それ自身が例えば安全保障理事会で議論される、というようなことはまったくなかったからである。したがって、以下においては、学界におけるマヤゲス号事件の分析を紹介して、この事件における法的論点の所在を探っておくことにしよう。

### 3 学界での議論

マヤゲス号事件をいち早く分析し、かつ全面的に批判したのは、ポースト (Jordan J. Paust) である。彼はまず、カン

ボジアによるマヤゲス号の拿捕は違法ではないと主張する。すなわち、一二カイリ領海はすでに国際社会によって受け入れられており、マヤゲス号が拿捕されたワイ諸島南西六・五マイルの地点を、カンボジアが自国の領海内と主張することは、ワイ諸島の領有権に関して紛争があるとはいえず、決して違法なことではない。また、無害通航権に関しても、カンボジアは無害でない通航を阻止するため必要な措置をとることができる。武力による政権交代後間もなく、しかもスパイ活動や破壊活動が頻繁に行なわれている状況の下で、破壊活動の舞台であるユー・タン島に向っているように思われたマヤゲス号を、カンボジアが拿捕し、取調べることは、十分に理由のあることである。

ついでアメリカの救出作戦についても、ポーストは、それが不必要で均衡を失した武力行使であり、違法であると主張した。彼によれば、当時、マヤゲス号乗員の生命が危険であるという徴候はみられなかったし、そう信ずべき合理的な根拠も存在しなかった。そのうえ、数日前にカンボジアに拿捕されたパナマ船の乗員は、アメリカ人の乗組員も含めて、無事に釈放されていたのである。つまり、緊急に武力を行使すべき必要性はなかったのである。また、均衡性の要件についても、ポーストは、カンボジア本土に対する爆撃がマヤゲス号乗員の救出後に行なわれたことなどを指摘して、次のように記している。「カンボジア本土の爆撃や、カンボジアの島へ海兵隊を上陸させたことは、商船の拿捕とその乗員の抑留という紛争への対応としては、完全に均衡を失したものである。アメリカの過剰行動の程度を最も雄弁に物語っているのは、カンボジアの小さな島へ一五〇〇〇トン爆弾——合衆国の通常型爆弾のなかで最大のものである——を投下したことである」と。

ポーストは、国連憲章第五一条による自衛の場合のほか、国連のメカニズムが有効に機能しない場合の「必要かつ均衡のとれた自助の行使」としても、国家による武力の行使は許されると主張するのであるが、以上のような分析の結果、アメリカの救出作戦はそのいずれにも該当せず、国連憲章第二条四項の違反となると結論したのである。

これに対して、他の論者たちは、カンボジアによるマヤゲス号拿捕は違法であり、その救出のために武力を行使することは自衛権の行使として許されるとの立場をとっていた。たとえば、フィンチ(Stephan B. Finckh, Jr.)は、マヤゲス号が公海上にいたことを当然の前提として、その拿捕が接続水域の法理や先制的自衛の抗弁によって正当化されうるかという、多少筋ちがいの議論を展開したうえで、アメリカの救出行動はその性格、目的、状況の点では正当なものであったが、その「方法(methods)」の点で不当であったと主張している。<sup>(11)</sup>フィンチが批判しているのは、第一に、マヤゲス号乗員の釈放は、救出作戦の結果ではなく、外交的努力の成果であり、したがって救出作戦は尚早で、さし迫った必要性という要件に違反していること、第二に、カンボジア本土の爆撃は懲罰的なものであり、均衡性の要件に反するということである。理論枠組は異なるとはいえ、批判の論点はポーストのそれと同じである。

他方、ベフニアク(Thomas E. Behuniak)は、マヤゲス号がカンボジアの領海内にいたことを認め、しかし、それは無害通航権の行使に当たるとして、カンボジアによる拿捕を違法であると主張する。<sup>(12)</sup>ついで、アメリカの救出作戦について、彼は、自国民の保護のための武力行使を自衛権の行使とみなさない見解も存在するが、人権保護のための国連のメカニズムが実効的でない今日の状況の下では、自国民保護のための武力行使を認める必要があるとして、以下、アメリカの救出作戦が自衛の要件を充たしているか否か、具体的に検討している。彼があげている基準は、(1)被害者の国籍、(2)侵害される権利が基本的な権利であること、(3)侵害の範囲(規模)、(4)侵害の急迫性、(5)救出国の相対的な非政治性(無私性格)、(6)行使される武力の程度、(7)救出行動の期間、(8)平和的手段を尽していること、(9)他に手段がないこと、(10)救出行動をすみやかに国連(安全保障理事会)に通告すること、(11)集団的行動を優先させること、(12)できるだけ相手国の同意を与えること、であるが、本件には適用ない最後の基準は別として、アメリカの救出作戦は、カンボジア本土の爆撃が(6)の基準に反している以外は、すべての要件を充たしていると結論されるのである。<sup>(13)</sup>

- (1) 世明◎全文◎ Thomas E. Behuniak, The Seizure and Recovery of the S.S. MAYAGUEZ: A Legal Analysis of United States Claims, Part. I, *Military Law Review*, Vol. 82 (Fall, 1978), pp. 162-166. 242
- (2) Department of State Bulletin, Vol. 72 (1975), p. 719.
- (3) *Ibid.*, p. 720.
- (4) *Ibid.*, p. 721.
- (5) *Ibid.*, pp. 720-721.
- (6) Jordan J. Paust, The Seizure and Recovery of the Mayaguez. *Yale Law Journal*, Vol. 85, No. 5 (1976), pp. 781-795.
- (7) *Ibid.*, pp. 800-801.
- (8) *Ibid.*, p. 802.
- (9) *Ibid.*, p. 800, 803.
- (10) Stephan B. Finch, Jr., Pueblo and Mayaguez: A Legal Analysis. *Case Western Reserve Journal of International Law*. Vol. 9 (1977), pp. 88-108.
- (11) *Ibid.*, pp. 108-113.
- (12) Behuniak, op. cit., Part 1, pp. 82-158.
- (13) *Ibid.*, Part. 2 (*Military Law Review*, Vol. 83), pp. 62-98.
- (14) *Ibid.*, Part 2, pp. 98-114.

二 ホンチノ空港事件

一九七六年六月二十七日、テルアビブ発パリ行のフランス航空機が、經由地のアテネ空港を離陸直後ハイジャックされ、二五六人の乗客と乗員一二人が人質とされた。飛行機はリビアのベンガジで給油後、翌二八日、ウガンダのエンテベ空港に着陸した。ハイジャック犯は、六月二十九日、自らがパレスチナ解放人民戦線(PFLP)のメンバーであることを明らかにすると同時に、イスラエル、西ドイツ、フランス、スイス、ケニアで拘禁されているアラブゲリラ五三名の釈放など六項目の要求を呈示し、その期限を七月一日とした。この間、ウガンダ当局とハイジャック犯との交渉が続けられるなかで、婦女子など四七名の人質が釈放されたが、彼らは、パリ到着後、エンテベ空港でハイジャック犯に新たなメンバーが加わり、武器等が補給されたとか、あるいは、ウガンダ兵がハイジャック犯に代って人質の監視にあたっていたなど、アミン大統領をはじめとするウガンダ当局がハイジャック犯に協力していることを示すような証言をおこなった。アミン大統領はその独裁的、恣意的な支配と残虐な人権抑圧によってつとに悪名高い人物であったし、また、中東紛争に関してパレスチナ人の立場を全面的に支持し、イスラエルを批判するあまりにユダヤ人に関する限り、ヒトラーは正しかった」というようなエキセントリックな発言をしていたから、ハイジャック犯との協力関係も真実味をもってうけとられる素地があった。

釈放を要求された五三名のアラブゲリラのうち四〇名を拘禁していたイスラエルは、七月一日の期限切れ直前にハイジャック犯と交渉に入ることに同意する旨通告した。他方、ハイジャック犯も、タイムリミットを七月四日に延長し、イスラエル国籍を持つ乗客(二重国籍者を含む)一〇〇余人を除いて他の人質をすべて解放した。そこでイスラエルは、二度目のタイムリミットを目前にした七月三日深夜、約五〇〇人の兵員を送ってエンテベ空港を襲撃し、行方不明となった一人を除いて人質全員を救出した。イスラエル救出部隊の死者は一人であったが、ウガンダ側の損害は、二〇名以上のウガンダ兵が死亡し、ほかに、救出機への追撃阻止のため、ウガンダ空軍の戦闘機一〇数機が破壊された。

なお、ハイジャック機の機長は、救出されたのち、ウガンダ兵がハイジャック犯に代って人質の監視に当たった事実はないと証言し、ウガンダ当局とハイジャック犯との共謀関係を否定した。

## 2 各国の見解

ウガンダおよびアフリカ統一機構は、イスラエルの救出作戦をウガンダの主権の侵害であり侵略であるとして、安全保障理事会の開催を要求した<sup>1)</sup>。イスラエルもまた、この救出作戦を自衛権の行使であるとして、国連憲章第五条にしたがって安全保障理事会に通告した<sup>2)</sup>。こうして開かれた安全保障理事会の審議において、イスラエルはその救出作戦を次のように正当化している。第一に、ウガンダは今回のハイジャックに当初から協力加担しており、したがってそれは、単なる私人の行為ではなく、ウガンダという国家による国際法違反の行為である<sup>3)</sup>。第二に、このような状況のもとで、「生命の危険にさらされた自国民を保護するための軍事行動をとる国家の権利は、国際法のすべての權威によって承認されている<sup>4)</sup>」。イスラエルは、ここでボウウェット、フライアリ、オコンネルの著作を引用したのち、「自衛権は国際法および国連憲章において認められており、それは古典的なフォーミュレーションに基づいて行使される。そのフォーミュレーションとは、有名なカロライン号事件で行なわれたように、自衛行動は、自衛の必要性がある場合、すなわち、即時かつ圧倒的で、手段選択の余地なく、熟考の余裕もない場合に許されるというものである。それはまさに、イスラエル政府が直面した事態であった<sup>5)</sup>」と述べている。くりかえすまでもなく、イスラエルは、自衛権の行使が「武力攻撃が発生した場合」に限定されるとは考えていない。そして第三に、自衛権行使の要件の充足について、次のように述べている。

「本件において、イスラエルにとって問題だったのは、生命の危険にさらされた人質たちの生命であった。この人道的考慮以外のいかなる考慮もイスラエル政府を動かしてはいなかった。イスラエルの救出作戦はウガンダに向けられたも

のではなかった。イスラエル軍はウガンダを攻撃してはいないし、当然アフリカを攻撃してもいない。彼らは、ウガンダ当局により援助されたテロリスト・誘拐犯から自国民を救出したのである。用いられた手段は、国際法で規定されているように、この目的を達成するのに必要な最少限のものであった。」

こうしたイスラエルの主張は、アメリカやEC諸国によって肯定的に受けとられているが、なかでもアメリカは、イスラエル以上に明快な法的説明を与えている。

「イスラエルの人質救出行動は、ウガンダの領土保全に対する一時的な侵害を当然に含んでいた。このような侵害は、通常、国連憲章上許されないことである。しかしながら、自国民の滞在する国が彼らを保護する意思も能力も有しないという状況の下で、さし迫った損害又は死の脅威から自国民を保護するため、限定的な武力を行使することができるという確立した権利が存在する。自衛権に由来するこの権利は、脅かされている自国民を損害から保護する為に必要かつ適切な武力の行使に限定されている。」

自国民を保護するこの権利の要件は、エンテベ事件において明確に充たされている。イスラエルは、行動の時点において、イスラエル国民がハイジャック犯によって処刑されるさし迫った脅威の下にあると信じる十分な理由を持っている。さらに、イスラエル国民を釈放させ、あるいは、イスラエル人の生命の大量の喪失を阻止するために必要な行動は、ウガンダ政府によってとられなかったし、また、そうした行動がとられるであろうという合理的な期待も存在しなかった。実際、ウガンダ政府がハイジャック犯と協力し、援助をしているといふかなりの証拠がある。」

「ウガンダ当局がハイジャック犯に与えた明確な支持は、我々をして、ウガンダが果たしてハーグ条約上の国際法的義務を守ったか否かを疑わしめる。国家の権利は重要な責任をとるものでもあるが、その責任を本件においてウガンダは履行しなかった。イスラエルの軍事行動は、乗客および乗員の救出という唯一の目的に限定されており、この目的が

達成された時点で終了した。使用された武力は、乗客と乗員の救出に必要な限りのものであった。<sup>(8)</sup>

以上は自衛権に依拠した説明であるが、スウェーデンは、人質救出の必要性を認めて、「我政府は、イスラエルの行動を憲章の厳密な規則と両立させることはできないが、本件において非難に加わることはできないと考える」と述べている。<sup>(9)</sup> いわば超法的宥恕を与えたものと言えよう。なお日本は、イスラエルによるウガンダの主権の侵害行為があったと結論せざるをえないとしながら、「我代表は、イスラエルの軍事行動が、イスラエル代表の指摘したように、国際法上認められた自衛権行使の要件を充しているか否かについては、意見を保留する」と述べている。<sup>(10)</sup>

他方、社会主義諸国やアジア・アフリカ諸国は、イスラエルの救出作戦を侵略行為であると非難したのであるが、その際にこれら諸国が示した論拠は以下のようなものであった。第一に、ごく少数であるが、イスラエルの真の狙いはウガンダを攻撃することであって、人質の救出というのは単なる口実にすぎないという主張があった。リビアによれば、イスラエルがウガンダを攻撃したのは、ウガンダがシオニズムを批判し、イスラエルと南アやローデシアとの協力関係を暴露したからだといふ。<sup>(11)</sup> 第二に、しかし、大部分の国は、イスラエルの目的が人質の救出にあったことを認めつつも、だからといって、他国領土内への武力侵入が許されるわけではないと主張した。たとえば、パキスタン代表は、「個人のテロ行為と他国の領土や主権に対して国家がその武力をもちいて行なう侵略行為とのあいだには、はっきりとしたちがいがあふ」と述べ、インド代表も、「軍事行動の性質が人質の救出に限定されているという事実が、それが国連憲章の違反およびウガンダの主権と領土保全の侵犯を含んでいるという一層重要な事実をおおいかくすものであってはならない」と述べていた。もちろん、ここでは、ウガンダがハイジャック犯に協力加担していたとは考えられていない。

第三に、自国民保護のための武力行使は自衛権の行使とは見なされていない。自衛権の行使が武力攻撃の発生した場合に限定されているという憲章解釈は、ルーマニアやインドによって明言されているが、タンザニア代表はいっそう具体的

に、「過去における法がどのようなものであれ、また、在外国民を保護する国家の権利に関して過去の学者たちが何を法と考えていようと、それらは今日ではもはや当てはまらない。憲章法の到来は、過去に行なわれたような、戦争に至らない措置を使用して、一方的な基礎によって満足をえるための国家の伝統的な方法をすべて廃止してしまった」と述べている。また、パナマ代表も、「何人かの代表は、イスラエルの行動を正当化するために、外国で誘かいされた自国民を保護する国家の権利を援用した。しかし、我々は、国際司法裁判所は、他国の国際法違反行為によって害された自国民を保護する権利を国家はもっているという国際法の基本原則を認めつつも、同時に、この権利を外交的、国際法的行動に、そして、いかなる場合にも憲章第三三条に規定された平和的紛争処理方法に限定している、ということを指摘しなければならぬ」と述べた。このほかに、何人かの代表から、ハイジャック機の着陸場所がウガンダではなく、アメリカやソ連だとしたら、イスラエルは同様な救出作戦を行なったであろうかという批判が出されているが、これは国家平等論の観点からの批判といつてよいだろう。つまり、人質の救出という目的がいかに正当なものであるとしても、大国だけしか利用しえないような救済手段は、国家平等の観点からして認められないというわけである。

第四に、イスラエルの救出作戦が自衛の要件を充していたか否かについても批判がある。イスラエルの救出作戦によって、人質の全員釈放のための交渉が台なしになり、無用の流血がもたらされたというケニアなどの指摘は、平和的な救済手段が尽されていないという趣旨の批判と解することができるし、救出作戦によって多数のウガンダ人の生命が失なわれたというタンザニアやカタールの批判は、均衡性の要件を問題にしたものと解することができる。

安全保障理事会には、イスラエルの救出作戦を侵略行為と非難するタンザニア・ベニン・リビア三国共同決議案と、イスラエルの救出作戦には言及せず、もっぱらハイジャック行為を非難するのみの米英共同決議案が提出されていたが、以上のような議論のうち、三国共同決議案は撤回され、米英共同決議案は六〇—二（投票不参加七）で否決された。

## 3 学界での議論

エンテベ空港事件に関する学者の論考は多い。しかもそのすべてが、イスラエルの救出作戦を合法的なものとする結論においては、一致している。人質行使がハイジャックというそれ自体としては弁護のしようがない行為の産物であったこと、ウガンダが人権侵害で有名な国であったこと、そして、イスラエルの救出作戦の手際によさなど、この事件は、国民保護のための武力行使の正当性を主張するための、恰好の素材だったと言えよう。しかし、このような結論を導くために、各論者が採用した理論枠組や事実認定は、かなり多様である。

たとえば、クリフト (Thomas R. Kift) は、権利侵害が主権国家による場合には自衛が、私的グループによる場合には自助が問題になるとして、イスラエルの救出作戦は、ウガンダがハイジャック犯に加担していた場合には自衛権の行使として、加担していなかった場合には自助の行使として、正当化されると説いている。<sup>20</sup> ウガンダの加担の有無によって理論構成が変わるのは根拠のあることであるが、自助概念をこのような意味内容で使うのは、国際法学の通常の用語法に反するものと言えよう。

これに対して、極めてオーソドックスな議論を展開したのは、ゴードン (David J. Gordon) である。彼は、まず、武力行使に対する国際法の態度を歴史的に概観し、国連憲章二条四項および五一条の解釈についても、二つの考えが対立していること、そして、ユルフ海峽事件判決もこの対立に決着をつけてはいないことを指摘する。<sup>21</sup> ついで、こうした状況の下で、イスラエルの救出作戦を正当化する論理としては、(1) 人質の救出に限定された行動は、領土保全や政治的独立を害するものではないから、国連憲章二条四項に反しない、(2) 自国民の保護のための武力行使は自衛権の行使である、という二つの論理が可能であるが、安全保障理事会がいかなる決議も採択しなかった以上、これらの論理は確定的なものではな

いとして<sup>(22)</sup>いる。彼自身の立場としては、国連のメカニズムが有効に機能しない状況の下では、人権保護のための武力行使は全面的に否定されるべきではなく、その際には、武力行使の機会や程度を一層限定するという視角から、自衛の枠組よりも人道的干渉の枠組の方が望ましいとされ、そのための要件の具体化がはかられているのであるが、これとは別の立場も十分にありえることを、ゴードンは明確に自覚している<sup>(23)</sup>。

イスラエルの人質救出作戦を人道的干渉として正当化しようという見解は、マクドゥガル (Myres McDougal) とライズマン (Michael Reisman) によっていち早く表明されていたし、<sup>(24)</sup> 国連が適切が救済手段を提供しえない場合には、伝統的国際法の自国民保護のための自助の権利が生き返るという主張は、マーゴ (Roderick D. Margo) によっても提出されていた<sup>(25)</sup>。しかし、このような見解が現実<sup>(26)</sup>に国際社会において受け入れられているかどうかは、かなり問題であろう。

イスラエルの救出作戦を、あくまで実定法のレベルで正当化しようとしたのは、ナイスベイカー (Michelle Knisba-cher) である。彼の分析によれば、イスラエルの救出作戦は、自衛権の行使としても自助の行使としても正当化されるものであった。まず自衛権について、彼は、その解釈として、それを武力攻撃の場合に限定する制限的解釈と、伝統的な自衛権概念が維持されているとするポウウェット (Derek W. Bowett) 等の解釈が対立しており、いずれの説も一般的な支持をえていないとして、<sup>(27)</sup> イスラエルの救出作戦を両方の説にてらして検討する。ポウウェットの解釈をとった場合の論点は、人質救出作戦が急迫性や均衡性の要件を充しているか否かということであって、言うまでもなく、要件の充足が主張されている。他方、制限的解釈をとった場合には、(1) 国家から独立したハイジャック犯の行動が武力攻撃となるか、(2) 自国民に対する攻撃が国家に対する武力攻撃となるか、の二点が問題となる。第一点について、ナイスベイカーは、フランスによるチュニジア領内の F L N 基地爆撃 (一九五八年) などの先例や、フォーセット (Fawcett) の所説などを引用して、私的集団の行為であっても武力攻撃になりうるとし、本件の場合には、ウガンダがハイジャック犯に加担してい

るので、「武力攻撃」の存在はいっそう明確であると言う。第二点についても、彼は「個人請求の国家請求への没入」理論に依拠して、自国民に対する攻撃を国家に対する攻撃とみなしうることに、そして、一九六〇年のコンゴ事件や一九六五年のドミニカ干涉などのプラクティスもまた、それを支持していると主張する。こうして、イスラエルの人質救出作戦は、自衛権の行使を武力攻撃の場合に限定する制限的解釈を前提としても、自衛行為として合法であるとされるのである。<sup>(27)</sup>

イスラエルの救出作戦を正当化するため、ナイスベイカーが援用した第二の論理は、自助である。彼は、国際司法裁判所のコルフ海峡事件判決を検討し、裁判所が、イギリスの掃海作業を違法としながら、戦闘配置下のイギリス艦隊の海峡通航を違法としなかったのは、国際法上の権利を確認し、保存するための強制的自助を是認したものであると理解する。<sup>(28)</sup>したがって、イスラエルの救出作戦についても、それが、現にウガンダにより否定されつつあるイスラエルの権利を確認するために必要なものであれば、合法とみなされることになる。そうして、彼の意見によれば、イスラエルの行動は、ウガンダによる不当な権利の否定に対して、原状を回復し、イスラエルの権利を保存するための最少限の武力行使であり、「したがって、この行動は、コルフ海峡事件で示された自助の原理の下でも、合法と考えられなければならない」とされるのである。<sup>(29)</sup>

- (1) Letter dated 5 July 1976 from the representative of Uganda to the President of the Security Council (U. N. Document S/12124), Letter dated 6 July 1976 from the Assistant Secretary of the Organization of African Unity to the President of the Security Council (S/12126), Letter dated 6 July 1976 from the representative of Mauritania to the President of the Security Council (S/12128).
- (2) Letter dated 4 July 1976 from the representative of Israel to the President of the Security Council (S/12123).
- (3) S/PV. 1939, pp. 37-51.

- (4) Ibid., p. 51.
- (5) Ibid., p. 57.
- (6) Ibid., pp. 59-60.
- (7) S/PV. 1941, p. 31.
- (8) Ibid., p. 32.
- (9) S/PV. 1940, p. 52.
- (10) S/PV. 1942, p. 30.
- (11) S/PV. 1939, p. 102.
- (12) S/PV. 1941, p. 62.
- (13) S/PV. 1942, p. 62.
- (14) S/PV. 1942, p. 21. (ハートマン) / Ibid., p. 62 (マンズ)
- (15) S/PV. 1941, p. 43.
- (16) S/PV. 1942, p. 17.
- (17) 本報告書 S/PV. 1939, p. 28 (ギーリスニア) / S/PV. 1941, p. 6 (マニン).
- (18) S/PV. 1939, pp. 68-70 (ケニア), Ibid., p. 77 (カタール), Ibid., p. 92 (カメルーン).
- (19) S/PV. 1941, p. 52 (タンザニア). カタールは、白人の価値に比して黒人の価値を低くみるものであると批判している (S/PV. 1939, pp. 78-80)
- (20) Thomas R. Krift, *Self-Defense and Self-Help: The Israeli Raid on Entebbe*, *Brooklyn Journal of International Law*, Vol. IV, No.1 (1977), pp. 43-62.
- (21) David J. Gordon, Use of Force for the Protection of Nationals Abroad: The Entebbe Incident, *Case Western Reserve Journal of International Law*, Vol. 9 (1977), pp. 118-127.
- (22) Ibid., pp. 128-130.
- (23) Ibid., pp. 130-134.

- (24) Letter from Myres McDougal and Michael Reisman to the Editor (July 9, 1976), Reprinted in *New York Times*, July 16, 1976, § A, at 20, col. 3, 4.
- (25) Roderik D. Margo, The Legality of the Entebbe Raid in International Law, *South African Law Journal*, Vol. 94 (1977), pp. 306-326.
- (26) Mitchell Knispacher, The Entebbe Operation: A Legal Analysis of Israel's Rescue Action, *Journal of International Law and Economics*, Vol. 12, No. 1 (1977), pp. 59-65.
- (27) *Ibid.*, pp. 70-79.
- (28) *Ibid.*, pp. 66-68.
- (29) *Ibid.*, pp. 79-83.

### 三、イラン人質救出作戦

#### 1 事実経過

一九五三年以来パーレビ王制の支配してきたイランで、一九七八年以来イスラム教勢力を中心とした反政府運動が高揚し、一九七九年一月には国王（シャー）レザ・パーレビが国外に逃亡、四月にはついに革命勢力が権力を掌握した。パーレビ王制は、その政治的安定と親米的傾向のゆえに、アメリカの中東政策の柱として位置付けられ、しばしばアメリカの代理人として行動してきた。アメリカもまた、そうしたパーレビ王制の育成・存続のために、最新鋭兵器の売却など軍事・政治・経済のあらゆる面にわたって全面的に支援してきたのである。しかし、パーレビ王制下イランの政治的安定は、じつは、秘密警察（SAVAK）による大規模で残虐な弾圧によってもたらされたものであった。人権外交を標榜したカ

ター政権は、安全保障上の利益を理由としてパーレビ王制下の人権侵害を不問に付して、その便宜主義を批判されもしたのであるが、そのカーター政権でさえ、イランの人権状況が最悪のものであるという事実そのものは認めざるをえなかった程である。新たに権力を握った革命勢力は、こうしたパーレビ王制による弾圧の犠牲者たちであったから、革命が成功するやパーレビ王制の人権侵害や国家財産の侵奪を犯罪行為として断罪し、また背後からそれを支援してきたアメリカの責任を追求しようとした。そこで、一〇月二日パーレビ元国王が病氣治療のためアメリカに入国するや、革命政府はアメリカに対して彼の身柄引渡しを要求した。アメリカがこの要求を拒否したことは言うまでもない。

こうしてイラン国内が反アメリカ・反パーレビの気運で充満していた一一月四日、反米デモ行進を行っていた学生の一団がアメリカ大使館に侵入・占拠し、大使館員ら六三名を人質とした。イラン革命政府はこうした学生の行動を阻止しなかつたばかりか、逆に肯定し、アメリカに対してパーレビ元国王の身柄引渡しを迫った。つまり、学生たちの行動は革命政府じしんの行動という性格をおびることになったわけである。言うまでもなく、大使館や大使館員は一般国際法上交特権を認められており、接受国政府は彼らを保護するために相当の注意を払い、迅速かつ十分な救済を与える義務を負っているから、革命政府のこのような態度が国際法に反することは言うまでもない。

さて、大使館員を人質とされたアメリカは、イランからの石油輸入の停止や在米イラン資産の凍結など一連の経済制裁を実施するとともに、一一月九日に安全保障理事会の開会を要求し、一二月二九日には事件を国際司法裁判所に付託した。安全保障理事会は、一二月四日、イラン政府に対して人質の即時釈放を要請する決議四五七を採択し、国際司法裁判所もまた、一二月一五日、仮保全措置としてイラン政府に対して、人質の即時解放と十分な保護、特権、免除の付与、公館の不可侵の回復を命じるとともに、アメリカとイラン相手に対して、「両国間の緊張を悪化させ、または現在の紛争を一層解決困難とするおそれがあるいかなる行動もとってはならず、またとられないよう確保しなければならない」と指示

した。<sup>(3)</sup>しかし、これらの決議や命令にもかかわらずイランは人質を解放しなかったので、一月二十二日、アメリカは再度安全保障理事会の開催を要求した。<sup>(4)</sup>この要求によって開かれた安全保障理事会は、一月三十一日に決議四六一を採択した。この決議は、決議四五七及び国際司法裁判所の命令に反して人質が引続き拘留されていることを遺憾とし（第二項）イラン政府に対して人質の即時釈放を再度緊急に呼びかけ（第三項）、事務総長に対してその努力の強化を要請する（第四項）とともに、もし本決議が遵守されない場合には、「国連憲章第三九条および第四一条の下での効果的措置をとるために」安全保障理事会を一月七日に開催することを決定した（第六項）。この決議採択後も人質は釈放されなかったため、予定どおり翌一九八〇年一月七日に安全保障理事会が開かれ、アメリカは広範な経済制裁決議案を提出したが、ソ連の拒否権行使によって否決された。

他方、これら二度の決議によって努力を要請された事務総長は、二月二〇日、アルジェリアのベジャウイなど五人からなる国際調査委員会を発足せしめた。それは、パレビ元国王の犯罪行為と、それを支援したアメリカの介入責任を調査するという点でイラン側の要求に応え、他方、調査の一環としてアメリカ人質に面会し、その安全を確認するという点でアメリカ側の期待にも応え、もって両国の歩みよりをもたらそうとするものであった。二月二三日テヘランに入った調査委員会は、しかし、人質との面会条件をめぐってイラン側と対立し、三月一日、人質と面会しないままイランを離れた。こうして、事態が膠着状態におちいったため、アメリカは、四月七日、イランとの外交関係を断絶し、イランに対する経済制裁をいっそう強化するとともに、西欧諸国や日本に対して也是对イラン制裁に同調するよう呼びかけた。そして、この呼びかけに応じて、西欧諸国や日本がイランに対して外交的、経済的制裁を実施しつつあった四月二十四日、アメリカは、突如、武力による人質奪回を試みたのである。しかし、この救出作戦は、アメリカ軍がイラン領内に着陸した時点で、ヘリコプターの故障のため中止され、イラン側の感知する以前にアメリカ軍は撤退した。したがって、イラン側の損

害は、人的にも物的にも皆無であつた。

なお、五月二四日に下された国際司法裁判所の本案判決は、アメリカの救出作戦が「国際関係における司法手続の尊重を損ないようなものである」ことに注目し、かつ、いずれの当事国も両国間の緊張を悪化させるおそれがあるいかなる行動もとってはならないと指示した仮保全措置を想起させつつも、この救出作戦の合法性や、それから生じうべき責任に関する問題は、イラン政府の行動の評価とは無関係であるとして、イランの入質行為の違法性を判決した。また、アメリカ人の入質は本判決後もひきつづき拘禁されていたが、アルジェリアの仲介による両当事国間の交渉の妥結により、一九八一年一月二〇日に人質全員が釈放された。

## 2 各国の見解

イランは、アメリカによるこの救出作戦を「戦争行為」と非難したけれども、それを安全保障理事会に提訴しはしなかつた。したがつて、この人質救出作戦の合法性が、それ自体として国際的な場で議論されることはなかつたから、両当事国の見解や、国際社会がこの救出作戦をどう評価したのかを、詳しく知るための材料はほとんどない。

まず、アメリカは、この救出作戦を自衛権の行使であると主張した。四月二五日付の安全保障理事会への通告は、「武力攻撃によって人質となつたアメリカ人を保護するため、国連憲章第五条に基く自衛権を行使したものである」と述べていたし、カーター大統領の議会への報告も、自衛権を援用していた。ここでは、アメリカ大使館等の占拠や、大使館員等を入質にとつたことが、「武力攻撃」とみなされているらしいことが注目されよう。他方、人質救出作戦に関するカーター大統領の声明は、自衛権や国連憲章第五条に直接言及することはなく、この作戦が「人道的作戦」であつて、イランやイラン国民に対する敵対行為ではないことを指摘し、さらに、その経過について、次のように述べていた。すなわち

武力による救出作戦の準備は事件発生直後から開始されたが、「この作戦の決行は、イラン当局が自らのイニシアチブでこの危機を解決する意思も能力もないという私の判断を待たなければならなかった。イラン政府の權威が着実に下落し、人質の安全に対する危険が増大し、人質の早期解放はほとんどなさそうだという認識が強くなったので、私は救出作戦計画を実行に移すという決定を下した」と。この説明をあえて自衛権の文脈に位置付けるとすれば、(1)人質の安全に対するさし迫った危険が存在したこと、(2)イラン政府の手による解決（平和的方法による解決）が不可能であること、(3)作戦の目的は人質の救出に限定されていること、の三点にわたって、自衛権行使のための要件の充足を主張したものと、とれないこともない。しかし、この大統領声明は、もともと人質救出作戦の法的正当化を意図したものでないから、果してこのような文脈で評価することが妥当かどうか、問題ではある。

それでは、この人質救出作戦は、国際社会によってどのように評価されたのであろうか。各国の見解を知る材料は新聞報導でいじろかないが、それによれば、サリム国連総会議長は、「人質解放のため、あらゆる可能な平和的解決の道がさぐられている時に、このような試みが実行されたのは遺憾である」と述べ、イタリヤも、「どのような状況であれ、人質解放のために武力に頼ることは、イタリヤは、はっきり反対する」と述べていた。<sup>10</sup>これに対して、イギリスや日本は、政治的にはアメリカの軽率さを批判しつつも、法的評価という点では、人質救出作戦を擁護した。たとえば、イギリスのギルモア外務次官は、「救出作戦と軍事行動の間には明確な差がある」と述べていた。<sup>11</sup>日本政府も、当初は、「話し合いによる解決を期待していた日本と欧州共同体の立場からみれば、残念な事件といわざるを得ない」としながらも、法的には、人質救出行動は軍事行動ではないと主張した。<sup>12</sup>しかし、アメリカがそれを自衛権の行使と主張していることが判明するや、外務省の伊達条約局長は、アメリカの救出作戦は国連憲章第五一条に基づく自衛権の行使で武力行使の認識を含んでいること、また、自衛権の行使は、国連憲章第五一条にいう武力攻撃の場合に限らず、自国民の安全確保や救済という

国際法の原則に基づき適用もできる、との見解を明らかにした。<sup>(13)</sup>

### 3 学界での議論

アメリカの人質救出作戦の本格的な分析は、学界においてもまた現れていないが、いち早くそれを弁護したのは、ライズマン (Michael Reisman) であった。彼は、その年来の主張に即して、アメリカの救出作戦を「人道的干渉」として正当化するのであるが、まず、適用さるべき法について、次のように述べている。

「ある国で人権の重大な侵害が発生した場合、他の国家は人々を救出するという限られた目的のために、物理的に干渉することができ、この干渉の合法性は、事態の緊急性、犠牲者救出のための実行可能な代替策の欠如、使用される強制と損害との均衡に依存するであろう。クリストファー・グベニエの不正規兵からヨーロッパ人の人質を救出するための一九六四年の国際的干渉と同じく、イスラエルのエンテベ襲撃も合法的な人道的干渉であった。さらに加えて、自国民の外交的保護の原理は、国家が、極端な状況の下で、自国民を救出するために干渉することを許している。救出努力は復讐ではないが、しかしこの原理は、外交官の違法な拘禁に対して軍事力を行使することを認めるであろう。

これらすべての原理の核心には、最少限の秩序の重大な侵害は、他に方法を持たない犠牲者が、さもなければ違法となるような一方的救済行動をとることを許すという原則がある。<sup>(14)</sup>

問題の救出作戦の事実経過について、ライズマンはまったく検討を加えていないが、「しかし、現在までに利用しうる証拠によれば、イランにおけるアメリカの努力が、よりおだやかな手段が失敗したのち、違法に拘禁されているアメリカ外交官を釈放させること以外の目的をもっていったということとは、実際不可能である<sup>(15)</sup>」と言う。かくしてライズマンは、アメリカがどのような立論をしているかにかかわらず、その救出作戦は合法的であったと結論するのである。「人質をとる

ことは普遍的に非難されており、その拘禁を平和的に終わらせるための努力は尽くされたように思われた。最後にとられたこの作戦は、周知のように、目的においても範囲においても、人質の解放に限られていた<sup>(16)</sup>からである。

このようなライズマンの見解に全面的な反論を加えたのは、クラウン (Joseph H. Crown) とフリード (John H. E. Fried) である。彼らはまず、適用さるべき法規のレベルで、次のように批判する。すなわち、アメリカの救出作戦は、イラン人民に対するイラン政府の虐待に向けられたものではないから、人道的干渉のケースではなく、正当化理由がありうるすべし、それは自衛権でしかありえない。しかし、国連憲章は自衛権の行使を武力攻撃の場合に限定しているが、人質をとることは違法ではあるが武力攻撃ではないと<sup>(17)</sup>のみならず、クラウンとフリードによれば、アメリカの救出作戦は、ライズマンのあげる要件をも充てていない。第一に、事態は切迫してはいなかった。彼らはここで、人質の健康は赤十字等の第三者的訪問者によって確認されたばかりだったこと、抑留期間はアエプロ号事件では約一年、一九四八年の奉天事件では一年以上に及んだ例があること、そして、救出作戦は西欧諸国による経済制裁の効果もみずに決行されたこと、の三点を指摘している。第二に、彼らの評価によれば、他に手段がなかったというのも不正確である。アメリカの態度<sup>(18)</sup>でいって交渉による解決は可能であったし、国連の調査委員会を活用する余地もまだあったからである。

さて、イランの人質救出事件における特異な論点としては、人質の解放を命じた国際司法裁判所での審理と、アメリカの救出作戦の関係という問題があった。この点についても、また裁判所の本案判決が下される前の時点で、ライズマンとクラウン・フリードは対照的な立場をとっていた。すなわち、ライズマンは、イランが命令を無視した以上、アメリカは、命令が履行されるか否かを見るための相当の期間をおいたのち、自助措置をとることができたと主張するのに対して<sup>(19)</sup>、クラウンとフリードは、アメリカは、事件を国際司法裁判所に付託したことによって、軍事的手段の選択を放棄したはずであり、イランが裁判所の命令を無視した場合でも、国連憲章九四条二項にしたがって、アメリカは安全保障理事会

に提訴すべきであつて、勝手に武力を行使することは許されないと主張したのである。<sup>(20)</sup>

ところで、国際司法裁判所の本案判決は、すでに紹介したように、アメリカの救出作戦が司法手続の尊重を損ない、緊張を悪化させるような行動を禁じた仮保全措置命令に反することを示しつつも、救出作戦の合法性については判断を下さなかつた。この判決の意味について、ダンジェロ (John R. D'Angelo) は、救出作戦を違法と断じなかつたことは、少なくとも裁判所が、自衛権の行使は武力攻撃の場合に限定されるという見解を採用しなかつたことを意味する、と述べているが、<sup>(21)</sup>判決は、救出作戦の合法性について判断を下す必要がないとの立場に立っているのであるから、このような解釈には問題があらう。現に、本案判決の論理を詳細に分析したスタイン (Ted L. Stein) は、判決が、違法な行動と司法手続の尊重と両立しない行動の区別を前提とし、後者のレベルで救出作戦を批判したものであると指摘している。<sup>(22)</sup>もっとも、このような判決の論理には批判の余地がある。事実、モロゾフ、タラジの両判事は、アメリカの救出作戦が、武力攻撃が発生した場合にのみ自衛権の行使を認めた国連憲章五一条に違反するものであり、このような違法な行動をとつたことにより、アメリカは損害賠償を請求する権利を失う、との反対意見を表明していたのである。<sup>(23)</sup>

- (1) Letter dated 9 November 1979 from the permanent representative of the United States to the president of the Security Council (U.N. Document S/13652).
- (2) Resolutions and Decisions of the Security Council, 1979, p. 24.
- (3) International Court of Justice, Order of 15 December 1979, pp.17-18. 邦訳『国際法外交雑誌』七九卷二号、三二一頁
- (4) Letter dated 22 December 1979 from the permanent representative of the United States to the president of the Security Council (S/13705).
- (5) Resolutions and Decisions of the Security Council, 1979, pp. 24-25.

- (9) International Court of Justice, Judgement of 24 May 1980, pp. 44-46. 邦訳『国際法外交雜誌』七九卷四号、九七—九八頁。
- (7) Letter dated 25 April 1980 from permanent representative of the United States to the president of the Security Council (S/13098) .
- (8) Text of Carter's Message to Congress, New York Times, 28 April 1980, § A. at. II, col. 1.
- (6) Transcript of President Carter's Statement on the Hostage Situation, New York Times, 26 April 1980, A, at 6, col. 1.
- (10) 『朝日新聞』昭和五十五年四月二十六日。
- (11) 同前。
- (12) 同前。
- (13) 『朝日新聞』昭和五十五年四月二十六日。
- (14) Michael Reisman, Humanitarian Intervention, *The Nation*, May 24, 1980, p. 613.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*
- (17) Joseph H. Crown and John H. E. Fried, A Legal Disaster, *The Nation*, May 24, 1980, p. 614.
- (18) *Ibid.*
- (19) Michael Reisman, op. cit.
- (20) Joseph H. Crown and John H. E. Fried, op. cit.
- (21) John R. D'Angero, Resort to Force by States to Protect Nationals: The U.S. Rescue Mission to Iran and its Legality under International Law, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 21, No. 3 (Spring, 1981), p. 517.
- (22) Ted L. Stein, Contempt, Crisis, and the Court: The World Court and the Hostage Rescue Attempt, *Am. J. Int'l L.*, Vol. 76, No.3 (July, 1982), pp. 519-523.
- (23) International Court of Justice, Judgement of 24 May 1980, pp. 52-66.